

様式 1

300mm 以上	<h2>公開空地標示板</h2>
	<p>この広場及び通路は、法に基づく総合設計制度により設けられた公開空地で、歩行者が日常自由に通行・利用できるものです。 (千葉市)</p>
	<p>設置年月日 年 月 日 建築主住所・氏名 公開空地管理者住所・氏名</p>
	<p>公開空地位置図</p> <p>注意 1 現在地の位置及び方位を明記すること 2 公開時間を制限する場合は、その範囲と時間を明記すること</p>
	500mm 以上

様式 2

300mm 以上	<h2>総合設計制度による住宅標示板</h2>
	<p>この建築物内の住宅の用途に供する部分は、建築基準法に基づく市街地住宅総合設計制度により設置されたもので、他の用途には変更できません。</p> <p style="text-align: right;">(千葉市)</p>
	<p>設置年月日 年 月 日 建築物管理者住所・氏名</p>
	<p>施設等の位置</p> <p>注意 1 制限を受ける住宅部分を明記すること</p>
	500mm 以上

様式 3—1

300mm 以上	<p style="text-align: center;">総合設計制度による特例施設（公開車庫）標示板</p> <p>この建築物内の車庫の一部は、法に基 づく総合設計制度により一般に公開されたもの で、他の用途には変更できません。 （千葉市）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"><p style="text-align: center;">開放されている車庫の 台数及び位置を明示</p></div> <p>設置年月日 年 月 日 建築物管理者住所・氏名</p>
	500mm 以上

様式 3—2

300mm 以上	<p style="text-align: center;">総合設計制度による 特例施設（一時滞在施設）標示板</p> <p>この建築物内の一部は、法 に基づく総合設計制度により災害時において 一般公共の用に供される一時滞在施設となっ ており、将来に渡ってその機能を維持する必要が あります。 （千葉市）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"><p style="text-align: center;">施設等の位置</p></div> <p>設置年月日 年 月 日 建築物管理者住所・氏名</p>
	500mm 以上

